

令和4年度川崎市生活自立・仕事相談センター運營業務委託の受託事業者募集に係る質問書の回答について

番号	質問	回答
1	<p>【提案事項における表現について】</p> <p>『募集要項』の「4 提案内容 (2) 本事業の実施について」では、「具体的な支援・具体的に示す」あるいは「客観的なデータに基づいて示す」などの表現がございました。当法人が令和3年度において自立相談支援事業・家計改善支援事業を運営していた場合、当該事業所の当該年度に得られたデータに基づく支援像およびデータを用いた説明をおこなってもよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>本市以外での類似事業の実績をもとにお示しいただいてもかまいません。</p>
2	<p>【目標数値について】</p> <p>『仕様書 (案)』の「5 目標」では、本事業の適切な実施に向けた目標数値が定められておりますが、「(1) 新規相談者 年間 2,400 人」は、来所またはオンラインによる相談者とは別に、住居確保給付金の郵送申請者を含めた数値と捉えてよろしいでしょうか。また、「(2) 寄り添い型支援相談者 年間 1,200 人」は、過去の資料と比較して倍増しておりますが、その根拠についてお示し願えますでしょうか。</p>	<p>「(1) 新規相談者」については、お見込みのとおりです。ただし、従前の目標値である来所等による新規相談者数 1,500 人は、引き続き維持するものとします。</p> <p>「(2) 寄り添い型支援相談者」について、今回の運營業務委託については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済状況を鑑み、前回 (平成 31 年度) 契約時から予算及び人員規模を倍増しています。特に、令和 4 年度については、住居確保給付金等の各種給付金の受給限度を迎えた方や社会福祉協議会の総合支援資金特例貸付の償還開始を迎えることから、相談者数が増加することを見込んでいます。また、従前は新規相談者のうち、寄り添い型支援相談者は約 4 割程度としていましたが、前述のとおり相談者数の増加を見込み、新規相談者数の約 5 割が寄り添い型支援が必要となるものと見込んでいます。</p>
3	<p>【家計改善支援事業について】</p> <p>『仕様書 (案)』の「5 目標」において、「(6) 一月当たりの訪問同行件数 月間 100 件」とありますが、家計改善支援員の訪問同行を含めた数値と捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、「9 支援業務」の「(4) 家計改善支援事業の相談支援の手順」にある家計再生プランは、市と協議の上ではございますが、独自</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

	<p>の帳票を用いてもよろしいでしょうか。</p>	
<p>4</p>	<p>【職員配置について】 『仕様書（案）』の「7 センターの体制及び職員の役割」では、職員の具体的な配置人数について定められております。本事業の円滑な運営のために、常勤3名配置とされている主任相談支援員を、主に自立支援を担う者を3名、家計改善支援を担う者1名の合計4名配置してもよろしいでしょうか。また、事業の進捗管理といった役割を担う副センター長を配置してもよろしいでしょうか。なお、職員配置や見積り書においては、該当職員とわかる形で記載することとします。</p>	<p>事業規模概算額の範囲内で、職員配置の考え方を示した上でご提案いただくことは可能です。</p>